

## 株式資本市場強化のための税制について

証券取引審議会 昭38.10.23

証券取引審議会（会長堀越禎三氏）では先般来、株式資本市場強化のための税制について検討してきたが、10月23日最終的に意見書を取りまとめ、同日これを田中大蔵大臣に提出した。

同審議会は、すでに昨年11月、「企業の資本構成是正に資するための配当課税の改正等についての要望」書を提出しているが、開放体制移行にともない、企業の株式資本充実の必要性が一段と高まっていることから、39年度税制改正に当って、当面の株式資本市場強化のため、配当分離課税制度の採用および証券業者の内部留保を厚くするための税制上の措置について要望することとなったものである。

その骨子は次のとおりである。

- ① 個人が受ける株式の配当および株式投資信託の収益分配金については、これを源泉分離課税とし、その源泉税率を5%とすること。
- ② 一定額以上の大口配当は総合課税とするほか、少額所得者については、現状より不利とならないよう配慮すること。
- ③ 証券業者の内部留保を厚くするための税制上の措置

意見書の全文は、次のとおりである。

### 株式資本市場強化のための税制について

昭和38年10月23日

証券取引審議会

わが国企業の資本構成是正に関する税制上の措置については、当審議会として、昭和35年以来累次にわたり、その時々を経済情勢に応じ、企

業の株式資本の充実に資するため、企業の支払配当に対する課税方式を改めるとともに、利子と配当との課税上の権衡をはかるよう要望してきたところであり、その要望の一部は実施されたが、その後においても企業の資本構成は改善されるどころなく、むしろ悪化の傾向を示してきている。

開放体制移行に伴ない、企業の株式資本充実の必要は一段と高まっているが、昭和38年度税制改正では、利子と配当との課税上の不権衡は一層拡大され、他面かって直接投資移行の徴候を示した蓄積資金の流れは昨年来低滞し、この状況をそのまま放置するならば、資本市場の衰退を招き、その産業資金調達機能を十分発揮し得ない虞れがある。

このような情勢にかえりみ、企業の支払配当に対する課税等につき一段と改善を図り、一方健全な投資市場を育成するため、この際、特に次の措置が講ぜられるよう格段の配慮を望むものである。

1. 個人が受ける株式の配当および株式投資信託の収益分配金については、源泉分離課税とし、源泉税率を5%とするとともに、少額貯蓄非課税制度を導入すること。
2. 一定金額以上の大口配当は総合課税とするほか、少額所得者については、現状より不利とならないよう配慮すること。

以上の措置による資本市場の拡充とあわせて、資本市場の安定のためには、その重要な担い手である証券業者の経営の安定をはかる必要がある。このため証券業者が証券事故にそなえ、あらかじめ積立てを行い、投資者保護の徹底をはかることができる制度、証券業者がその保有する商品有価証券の価格変動に充分対処しうる制度等証券業者の内部留保を厚くするための税制上の配慮を希望する。